

会員各位

## 細則の改定について

2022年6月20日  
 一般社団法人 日本形成外科学会  
 理事長 森本 尚樹  
 制度検討委員会  
 委員長 小室 裕造

2022年4月21日の会員総会にて報告したとおり、2021年度は下記の細則の一部が改定されましたので、ご報告申し上げます。

### 記

#### 1. 定款細則 【理事会承認報告】

新	旧
第11条 会員資格の喪失に際して特別の理由が有る場合は、 <u>社員総会</u> においてその会員に弁明の機会をあたえるものとする。また、会員資格喪失後に再入会を希望し理事会で認められた場合は、以前の会員履歴は抹消するものとする。	第11条 会員資格の喪失に際して特別の理由が有る場合は、 <u>総会</u> においてその会員に弁明の機会をあたえるものとする。また、会員資格喪失後に再入会を希望し理事会で認められた場合は、以前の会員履歴は抹消するものとする。

#### 2. 日本形成外科学会評議員選挙施行細則 【理事会承認報告】

新	旧
第6条 <u>評議員会</u> に特別な理由がなく2年連続欠席すると、次回の被選挙権を失う。	第6条 <u>社員総会</u> に特別な理由がなく2年連続欠席すると、次回の被選挙権を失う。

#### 3. 専門医認定細則 【理事会承認報告】

新	旧
【削除】	(必要経験症例) 第12条 4. I～VIのいずれかの分類において、顔面神経麻痺の症例を必ず1例は経験しなければならない。

4. 再建・マイクロサージャリー分野指導医施行細則 【理事会承認報告】

新	旧
<p>第1条</p> <p>1) <u>日本形成外科学会学術集会（基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会を含む）および委員会にて定めた学会における、2回以上の筆頭もしくは発表指導者としての再建・マイクロサージャリー領域に関する発表歴</u></p>	<p>第1条</p> <p>1) <u>日本形成外科学会学術集会（基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会を含む）における、2回以上の筆頭もしくは発表指導者としての再建・マイクロサージャリー領域に関する発表歴</u></p>

5. 臨床研究・基礎研究の利益相反の取扱いに関する細則 【理事会承認報告】

新	旧
<p>第14条 本細則は、社会情勢の変化や産学連携に関する法令の改変などにより、諸条件の変化に適合させるため、一部に変更が必要となることが予想される。倫理委員会は、本細則の見直しのための審議を行い、<u>理事会・社員総会の決議を経て、変更することができる。</u></p>	<p>第14条 本細則は、社会情勢の変化や産学連携に関する法令の改変などにより、諸条件の変化に適合させるため、一部に変更が必要となることが予想される。倫理委員会は、本細則の見直しのための審議を行い、<u>理事会・評議員会の決議を経て、変更することができる。</u></p>

6. 学術集会規程 【理事会承認報告】

新	旧
<p>第2条</p> <p>3. 会長は学術集会開催日を3月より5月までの間に決め、前年度の<u>社員総会</u>に報告しなければならない。基礎学術集会はこの限りではない。</p>	<p>第2条</p> <p>3. 会長は学術集会開催日を3月より5月までの間に決め、前年度の<u>総会</u>に報告しなければならない。基礎学術集会はこの限りではない。</p>
<p>第8条</p> <p>4. 学会事務関係費たとえば理事会、<u>社員総会</u>、各種委員会にかかる費用は予算内で学会に請求することが出来るが、それを超過した分は会長の負担とする。但し、学術集会用費用と学会費用を明確に分離出来ない場合は、会長と学会とで協議の上、支払い分担を決めるものとする。</p>	<p>第8条</p> <p>4. 学会事務関係費たとえば理事会、<u>評議員会</u>、各種委員会にかかる費用は予算内で学会に請求することが出来るが、それを超過した分は会長の負担とする。但し、学術集会用費用と学会費用を明確に分離出来ない場合は、会長と学会とで協議の上、支払い分担を決めるものとする。</p>
<p>第11条</p> <p>2. 学術集会と同時に行われる各種会合（理事会、<u>社員総会</u>、各種委員会など）の記録は各種会合の長が行い、整理し、学会事務局で保管する。</p>	<p>第11条</p> <p>2. 学術集会と同時に行われる各種会合（理事会、<u>評議員会</u>、各種委員会など）の記録は各種会合の長が行い、整理し、学会事務局で保管する。</p>

## 7. 会員の懲罰に関する規程 【理事会承認報告】

新	旧
<p>(目的) 第1条 この規程は定款第15条および定款細則第10条に定めるもののほか、会員の懲罰に関し必要な事項を定める。</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は定款第9条および定款細則第8条に定めるもののほか、会員の懲罰に関し必要な事項を定める。</p>
<p>第4条 4. 会員に対する処分の決定は、会員総会社員総会の議決を経なければならない。ただし、第2条第1号から第3号に該当する処分を決定するときは、状況に応じて社員総会の議決を省略することができる。</p>	<p>第4条 4. 会員に対する処分の決定は、会員総会社員総会の議決を経なければならない。ただし、第2条第1号から第3号に該当する処分を決定するときは、状況に応じて会員総会の議決を省略することができる。</p>
<p>第5条 理事会は、第2条第4号から第5号に掲げる懲罰に該当する者に、社員総会の議決を得るまでの間、当該会員に対し、社員総会で諮られる処分に相当する自粛を勧告することができる。</p> <p>2. 前項に定める理事会の勧告を受け入れた者の処分期間には、勧告を受け入れた日から社員総会での決定までの期間を算出することができる。</p>	<p>第5条 理事会は、第2条第4号から第5号に掲げる懲罰に該当する者に、会員総会の議決を得るまでの間、当該会員に対し、会員総会で諮られる処分に相当する自粛を勧告することができる。</p> <p>2. 前項に定める理事会の勧告を受け入れた者の処分期間には、勧告を受け入れた日から会員総会での決定までの期間を算出することができる。</p>

以上